

第三者認証の実施 ENERGY STAR®製品	
件名： ENERGY STAR 認証のための測定値と報告値	指令番号：2011-05
	日付：2011年6月14日

製品性能について一貫性のある情報を報告するという製造事業者の責務に対処するため、EPA は、認証機関 (CB) のために、ENERGY STAR 適合を目的に得られた結果とは異なる数値を報告することについて以下の指針を策定した。報告値とは適合製品一覧に表示される数値であり、測定値とは試験所の試験報告書に記載される数値である。多くの場合において報告値と測定値に差異はない。しかし製造事業者は、例えば製品資料を EPA の適合製品一覧と確実に一致させるために、時には試験中に得られた数値とは異なる数値を報告する必要があるかもしれない。本指針は、測定値と報告値が乖離することについて特定の許容を与えているが、その一方で、ENERGY STAR 適合製品一覧が消費者にとって製品性能を判断する正確な指標であることを確保する。これら具体的な指針は、以下に示す通りエネルギー消費効率と消費電力量の要件に限定される。

1. 測定値と報告値はともに該当する ENERGY STAR 基準を満たしていなければならない。
2. 連邦省エネルギー基準の対象ではない製品の場合、報告値は測定値よりも優れた効率を表してはならない。より保守的な評価が認められる。
3. 連邦省エネルギー基準の対象である製品の場合、報告値は DOE の規制のもとで判断された認証評価点であること。

本指針は、ENERGY STAR に対する製品の適合に適用される。その後の再試験（例：検証試験、申立試験）の目的において、試験結果は、適合のために測定または報告された数値と比較するのではなく、ENERGY STAR 要件と比較して評価される。製造事業者と協議した上で後日製品の報告値を修正する場合には、CB は修正した製品性能情報を EPA に報告すること。

これら指針は、一貫性のある製品性能の報告という製造事業者の責務を支援するものであり、ENERGY STAR 製品基準に優先することは意図されていない。